

未熟児養育医療

1 未熟児養育医療とは…

生まれたときの体重が2,000g以下又は生活力が特に弱い赤ちゃんを対象に、指定医療機関での入院治療に伴う医療が軽減される公費負担制度です。

おむつ代、差額ベッド代など保険診療外の部分は対象外ですので、医療機関に支払いをしてください。

2 医療費の公費負担制度とは…

保険診療の医療費全体	
自己負担2割	保険負担8割

この部分について、皆さんの収入に応じて公費負担される制度です。

承認されると、世帯の収入に応じて自己負担基準額が決定します。この基準額は1か月の基準額であり、日割り計算されます。

(例) 負担基準額が月34,800円で、30日ある月に19日間入院した場合、
 $34,800円 \div 30日 \times 19日 = 22,040円$

※ 世帯の年収が高額な場合は、自己負担2割全額となります。

3 申請手続きの流れ

① 書類を整えて市役所に提出します。(必要書類は裏面参照) ※

速やかに給付承認、不承認が決定されます。承認されると自宅に「養育医療券」が届きます。医療機関には、市役所からその写しが送付されます。

② 自宅に届いた「養育医療券」を医療機関窓口に提示します。

③ 市役所から送付された「納入通知書」により自己負担金を金融機関に納めます。

市役所から「納入通知書」が郵送されます。
(養育医療券が送付されてから2~3か月後くらいになることが多いです。入院が長期に渡った場合は、数回に分けて送られます。)

④ 市役所で「子ども医療費助成制度」の申請をします。

養育医療の自己負担金は、子ども医療費の助成を受けられますので、償還(払い戻し)の申請をしてください。

※申請時に、「子ども医療費助成金交付申請に係る委任状」を提出すると、③④は省略され、自己負担金を支払う必要がなくなります。自己負担額決定通知が郵送されたら、内容を確認してください。

4 その他

申請をされたお宅には、市役所の保健師が家庭訪問し、体重測定や子育てについてお話を伺ったりします。お子さんが退院されたら、市役所まで御連絡をしてください。（電話で結構です。）

家庭訪問は、里帰り先にしてもらうことも可能ですので、御相談ください。

また、退院後10日以内に未熟児訪問依頼票が医療機関から市役所に送付されます。

5 申請に必要な書類

- ① 養育医療申請書※
- ② 世帯調書※
- ③ 養育医療意見書※（指定医療機関で記載してもらったもの）
- ④ 子ども医療費助成金交付申請に係る委任状※
- ⑤ 市町村民税額等の分かる書類 又は 同意書※
子どもを除いた世帯全員のもの。申告等所得に対する報告がされていて、市で確認できる場合は、同意により提出を省略できる場合があります。
- ⑥ 保険証の写し
生まれたお子さんの名前が入ったもの。
お手続き中の方は、その証明書又は加入予定の保険の保護者の保険証。（この場合は、お手元に届き次第お子さんのものを提出してください。）
- ⑦ 申請者の本人確認書類
- ⑧ 家族全員の個人番号が分かるもの
- ⑨ 印鑑

※は、市役所に用紙があります。

6 お問い合わせ先及び申請書提出先

伊東市役所子育て支援課母子保健係

（伊東市役所低層棟2階）

〒414-8555

静岡県伊東市大原2-1-1

TEL 0557-32-1582

